



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	林美朗編著『狩使本伊勢物語 復元と研究』
Author(s)	渡辺, 泰宏
Citation	国語国文研究, 116, 61-65
Issue Date	2000-07-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/94675
Type	journal article
File Information	kokugokokubunkenkyu_116_61-65.pdf



林美朗編著『狩使本伊勢物語 復元と研究』

渡 辺 泰 宏

何とも興味深い本が出版された、というのが、平安文学研究者の本書に対する素直な感想ではないだろうか。伊勢物語といえば、「昔男、初冠して……」と始まる、いわゆる初冠の段を冒頭に置くのが通常の形であるが、これとはその形態を異にする様々な異本がみつては存在したといわれている。なかでも、「昔、男ありけり。その男、伊勢の国に狩の使に行きけるに、……」と始まる段（現在の通行本では69段）を冒頭に持ち、「忘るなよほどは雲居に……」の歌を有する段（通行本では11段）を末尾に据える小式部内侍本（狩使本）が最も有名であり、その存在も確実視されているのだが、この狩使本は現在に伝存せず、幻の異本といわれてきたのであった。ところが、本書ではこの幻の狩使本の復元をこころみ、いくらかの問題は含むものの、それをみごとにはたしているのである。

本書の内容は、主に、復元した狩使本伊勢物語の本文を載せ、さらにはこれを復元するに用いた諸資料間での校異を示す「校本篇」と、その狩使本を復元するにいたった研究を載せる「研究篇」からなる。そこで、まずは狩使本を復元することを主たる目的とする「研究篇」の方から見てゆくことにしたいと思う。

この「研究篇」の構成は、以下のごとくである。

第一章 伝為氏筆本伊勢物語の構成と識語をめぐる——幻の異本・小式部内侍本論への一視角——

第二章 伊勢物語「皇太后宮越後本」について

第三章 狩使本（小式部内侍本）伊勢物語の復元をめぐる諸問題について

第四章 狩使本伊勢物語の構成と増益をめぐる諸問題について
終章 研究の現況と展望

ただし、このうちの終章は、狩使本研究に関する現状と展望に関するものであり、これは除外して述べることにしたいと思う。

第一章は、小式部内侍本（狩使本）を知るうえで大変重要な資料であろう本、大島雅太郎氏旧蔵伝為氏筆本伊勢物語の識語等をその端緒として、小式部内侍本の性格に言及する論である。この伝為氏筆本で特に問題となるのは、その原本文の後にある、

顯輔卿本にて所書写也件本ハ大外記師安本也小式部内侍自筆之
由所注也雖然不審事件本ニ令書付也和哥二百五首其後以或證本
令比較^テ又一本校了件両本次第無相違三宮御本^{云々}仍付其等也自
此下物語ハ他本令有事等を追書入也 皇太后宮越後本^{云々}
という識語とこの直後に付載される、

117 115 116 B C 114 D E F 37 G 30

の十二章段(定家本伊勢物語にない段は、大津有一『伊勢物語に就
きての研究(補遺篇)』のアルファベットによる)の本文、および、
この本の巻末に付される、

これよりしもはこの本ニなきをえりいて、かきつらねたる也小
式部内侍か自筆の本にあるなり、

という識語とこの直後にある、

74 H 111 115 95 117 116 G I J B K 36 L M N 71 O P Q F C 109 73

の二十四章段の本文である。というのは、この「顯輔卿本にて所書
写也」以下の識語によれば、「顯輔卿本」である「大外記師安本」は
「小式部内侍本」であり、それは「二百五首」の歌をもつというので
あり、また、この小式部内侍本になく「皇太后宮越後本」にある117
〜30の十二章段が載せられているということになるのである
が、そうすると、「小式部内侍本か自筆の本にあるなり」とされる74
〜73の二十四章段は、「小式部内侍本」になかったがために「皇太后
宮越後本」から補われたはずの115 117 116 G B F Cの各段を所有してい
るのであり、ここに矛盾を生ずることになるわけである。

これに関しては、これまで様々な議論がなされてきたのであった
が、本書では、この「顯輔卿本にて所書写也」以下の識語と117〜30

の十二章段は本来小式部内侍本に付されていたものであり、それが
伝為氏筆本に転載されたものであろうとする。そして、ここから、
この「顯輔卿本にて所書写也」以下の識語および117〜30の十二章段
と、小式部内侍本の一部とされる74〜73の二十四章段が付載された
時期がかなり異なるのであり、小式部内侍本の一部と考えられる74
〜73の二十四章段にあつてはならない115 117 116 G B F Cの各段がある
のは、この74〜73の二十四章段が増補を経た後の形を示すものだから
だととして、これまで問題とされてきた矛盾を解消するのである。
本章はさらに、この小式部内侍本の一部であろう74〜73の二十四
章段と、これまた小式部内侍本の断片と考えられる天理図書館蔵伝
為家筆本付載の章段群との詳細な比較を行い、これらそれぞれのも
ととなった小式部内侍本の性格を検証して、小式部内侍本増補の状
況とその時代を推測している。

第二章も、伝為氏筆本の識語に関連する論考である。伝為氏筆本
には、先にあげた「顯輔卿本にて所書写也」以下のような識語があ
るわけだが、実は日本大学総合図書館蔵伝為相筆本もこれと大変よ
く似た識語を有している。ただし、それは「自此下物語ハ他本令有事
等を追書入也」の後、行を改めて、

本云

建久元年八月六日於安部山門書了以皇后宮越後本所書写也
云々

とある。これに関して、山田清市氏は、この両者の識語は本来同一
のものであり、その形態としては伝為相筆本の方が本来の形を残す
のであって、皇太后宮越後本とは伝為相本の原体本文を指すもので

あらうとされたのである（『伊勢物語 校本と研究』「伊勢物語」「皇太后宮超後本・大島本」考）。これに対し、本書は、山田氏の説もその可能性を認めつつ、「本云」以下の「皇后宮超後本」を「自此下物語ハ他本令有事等を追書入也」の「他本」を意味するものと考ええることもできるであらうことを述べている。

第三章は、本書の核心である狩使本の復元である。これは、かつて渡辺が行った小式部内侍本の復元（『伊勢物語成立論』『伊勢物語小式部内侍本考（一）』、「同（二）」）を基礎とはするが、それを再吟味したものとなっている。たとえば、小式部内侍本の資料と目されるものの中では、武者小路本伊勢物語の章段、和歌に付記される特異な章段番号、和歌番号を最重要視し、それを基本とする。また、それ以外は、渡辺が復元したものの中の、複数の資料でその段序の一致するものを重視して狩使本の復元を試みるのである。そして、このようにして復元した狩使本伊勢物語が、渡辺が提示した小式部内侍本よりも小さな形態であること、また本書第一章で得た、狩使本にも増補が考えられること等から、狩使本も次第に増補され、成長していったとして、その増補段階の実態をも明らかにするのである。

第四章は、主に第三章で復元した狩使本の構成を分析する。すなわち、狩使本を構成する各段がそれぞれ何らかのキーワードでつながっていることを述べる。ただし、これは、狩使本の古い形においても、また増補された形態においても見られるというのである。

以上のように、本書は、狩使本伊勢物語というものの復元を、渡辺が行ったのとはまた別の方法で実現し、また、その増補の実態を

明らかにしているのである。だが、これについては、いくつかの疑問をさしはさむ余地もあらう。それについて、以下、述べてみたいと思う。

まずは、本書における立論の根本に関わる問題に言及しておきたい。本書では、伝為氏筆本の「顕輔脚本にて所書写也」以下の識語が本来小式部内侍本に付されていたものだとするのであるが、柳田忠則氏がいわれるように、これが伝為氏筆本そのものの識語だとした場合（『伊勢物語異本に関する研究』「伝為氏筆本伊勢物語における識語の問題点」）にはどうであらうか。この識語は「顕輔脚本」が「大外記師安本」であるとはしているが、それが「小式部内侍本」ではなく、「小式部内侍自筆之由所注也」とするところが微妙である。そして、「雖然不審事件本ニ令書付也」と続く文脈は、そこに何らかの不審な点があったことを述べる。それは、顕輔脚本が小式部内侍本の形態をもつていなかったからではないだろうか。なお、この「件本ニ令書付也」にあたるものは、伝為氏筆本のこの識語とは別に載る小式部内侍本に関する記述、「件本ハ世不晋敷」あたりを指しているものかもしれない。そして、何よりも、識語の「和哥二百五首」は伝為氏筆本の原体本文の歌数に全く一致するのである。さらにいえば、識語には「其後以或證本令比較^テ又一本校了件両本次第無相違三宮御本^{云々}」という記述があつて、この識語および17頁30の十二章段の直後に、神宮文庫本系諸本の識語、そしてそれによく似た識語が並ぶのであるが、この神宮文庫本系諸本の識語およびそれによく似た識語は伝為氏筆本の原体本文に「比較」した「或證本」および「又一本校了」した本の識語を転載したものではないだろうか。それ

だからこそ、「或本」以下の識語の直後にある117〜30の十二章段のうちの前半六章段である117 115 116 B C 114の各段は、神宮文庫本系諸本の付載章段である117 115 116 B C 114 119 O R S Q N I Mの各段の前半に一致するのではないだろうか。つまり、伝為氏筆本は、神宮文庫本系の本に119 O R S Q N I Mの各章段が増補される以前に接触してこれを探り入れたのであり、D E F 37 G 30の各段は「又一本校了」のある本から増補せられたものと考えerるわけである。こう考えるときには、「頭輔脚本にて所書写也」以下の識語の直後にある117〜30の十二章段は小式部内侍本に比較されて切り出されたものではないことになり、小式部内侍本の一部と考えられる伝為氏筆本の74〜73の二十四章段に、115 117 116 G B F Cの各段があつてもかまわないということになる。そうすると、結論は本書と同じく74〜73の二十四章段はそのまま小式部内侍本の一部と考えてよいことになるのであるが、それが増補を経た後の形を示すものだとはいきれなくなることになるであろう。

次に、狩使本の復元に関する問題である。本書では、狩使本の復元を、武者小路本伊勢物語に示される特異な章段番号、和歌番号を基本として行うのであり、これはほぼ妥当な方法だと思われる。ただし、ここに疑問がないわけでもない。武者小路本に示された特異な章段番号、和歌番号は、確かに狩使本の章段配列をうかがわせるものであろうが、それが狩使本の古い形態を示すものである根拠はどこにもない。もし、この特異な章段番号、和歌番号が狩使本からの抄出本によるものであつたとすれば、ここからの増補ばかりを考えることには問題があろう。また、武者小路本を資料として使えな

い部分等については、渡辺が復元したものうちの、複数の資料でその段序の一致するものだけを狩使本の基本型にあて、それ以外を後の増補とするのはいささか乱暴ではないだろうか。さらにいえば、複数の資料でその段序が一致するものの、伝為氏筆本の巻末に載る二十四章段などに見られるG I L M N P Q段等の通行本末見章段を、狩使本の基本型に含めないのも危険であろう。もちろん、これはその段がもつ和歌が多い、その資料の書写年代が下る等の根拠によるのであるが、和歌が多い方が後のものであるとはかぎらないし、書写年代が下る資料に載る段だから増補されたものと考えerるのも絶対的ではないであろう。

最後に、「校本篇」についてである。これは、「研究篇」で復元した狩使本の本文を、その段序に従つて示し、さらにはこれを復元するに用いた諸資料との校異を示すものである。この「校本篇」は、これまでその章段配列でしかわからなかつた狩使本の内容を明らかにしたという意味において、大変意義のあるものであろう。そして、なによりも、狩使本の資料が一書に集められているのであるから、至便この上ないといえよう。ただし、その資料性を生かしたためであらうか、雅平本業平集しかその資料となしえない段については、雅平本業平集そのものの本文が用いられているのが少々気にかかる。というのは、雅平本業平集は、ほぼそのすべての本文が狩使本を含めた伊勢物語とは異なっているからである。ここにおいては、参考として現存伊勢物語の本文が頭注にほしいように思う。また、目的の章段を探すには大変苦勞する。章段の目次か、索引があれば

ば、より活用性が高まるのではないかとも思う。

はじめにも述べたように、本書は、伊勢物語の幻の異本、狩使本の復元をこころみ、それをみごとにはたしているわけである。これは、伊勢物語の狩使本研究の一時期を画するものとなるであろう。そして、狩使本の資料集としても有益なものであるといえる。伊勢物語の謎を解こうとするものにとつては、ぜひ通り抜きたい、なんとも魅力的な一冊であるといえよう。

(和泉書院・一九九八年九月三十日発行・三、九九〇円)

(わたなべ やすひろ・聖隷クリストファー看護大学教授)